

国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則 (新設)</p>	<p>本則 <u>(管理等経費)</u> <u>第12条の2 基金で受け入れた寄附金については、本学における管理運営の円滑化等に資することを目的として、別に定める要項により当該寄附金から管理等経費を充当する。</u></p>	<p>基金の管理運営の円滑化に伴う改正</p>

附 則 (令和5年4月25日経教規程第21号)

この規程は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。